

機能強化加算に係る院内掲示について

当院は「かかりつけ医」として必要に応じて次のような取り組みを行っています。

- 健康診断の結果に関する相談など、健康管理に関するご相談に応じています。必要に応じ、専門の医師・医療機関をご紹介します。
- 介護・保健・福祉サービスの利用に関するご相談に応じます。
- 夜間・休日のお問い合わせへの対応を行っています。
- 受診している他の医療機関や処方されているお薬を伺い、必要なお薬の管理を行います。
- 日本医師会かかりつけ医機能研修制度 応用研修会を終了しています。

※厚生労働省や都道府県のホームページにある「医療機能情報提供制度」のページで、かかりつけ医機能を持つ医療機関を検索することができます。